

独立行政法人地域医療機能推進機構伊万里松浦病院における 診療材料等の調達に係る入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成 29 年 3 月 10 日

経理責任者

独立行政法人地域医療機能推進機構
伊万里松浦病院 院長中城博見

1. 調達内容

- (1). 調達件名及び数量: 診療材料 34 品
- (2). 調達件名の特質等: 入札説明書及び仕様書にて示す
- (3). 契約期間: 平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日
- (4). 納入場所: 松浦市立中央診療所

2. 入札方法

入札金額については、調達物品の納入に要する一切の費用を含めた金額を記入すること。
なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8%に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、入札書には税抜価格を記載すること。

3. 競争参加資格

- (1). 独立行政法人地域医療機能推進機構契約事務取扱細則(以下「契約細則」という。)第5条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条で示す特別の理由がある場合に該当する。
- (2). 契約細則第6条の規定に該当しない者であること。
- (3). 厚生労働省競争参加資格(全省庁統一資格)の「物品の製造」又は「物品の販売」において、『A、B、C又はD』の等級に格付けされ、且つ九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者であること。
- (4). 医療機器については、薬事法に基づく『医療用具の販売業』の届出をしていることを証明した者であること。
- (5). 調達物品に係る迅速なアフターサービス、メンテナンスの体制が整備されていることを証明出来る者であること。
- (6). 契約細則第4条の規定に基づき、経理責任者が定める資格を有するものであること。

4. 入札書の提出ほか手続き等

- (1). 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
〒849-4261 佐賀県伊万里市山代町立岩417
独立行政法人地域医療機能推進機構 伊万里松浦病院 総務企画課 契約係

(2). 入札説明書の交付期間及び交付場所

平成 29 年 3 月 10 日(金) ~ 平成 29 年 3 月 24 日(金)まで
但し、土曜及び日曜を除く毎日 9 時 00 分から 17 時 00 分までの間、前記(1)の担当部署にて交付する。

(3). 入札説明会は特に予定しない。

(4). 入札書の受領並びに提出方法

入札書は開札当日に会場まで直接持参すること。
但し、郵送による入札書提出の場合は書留郵便によるものとし、開札前日の 17 時 00 分までに上記(1)の担当部署に必着すること。

(5). 開札の日時及び場所

平成 29 年 3 月 27 日(月) 10 時 00 分から 当院 会議室

5. その他

(1). 入札及び契約手続において使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨とする。

(2). 入札保証金及び契約保証金 免除

(3). 入札者に要求される事項

この一般競争に参加を希望する者は、本公告に示した調達物品を納入できることを証明する書類を準備のうえ、平成 29 年 3 月 24 日(金)までに提出しなければならない。入札者は、開札日の前日までにおいて、経理責任者から当該書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(4). 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は全て無効とする。

(5). 契約書作成の要否 要

(6). 交渉権者及び契約価格の決定

本公告に示した調達物品を納入できると経理責任者が提出資料をもって判断した入札者であって、且つ契約細則第 34 条の規定に基づいて作成する予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行った者を交渉権者とする。交渉権者が複数の場合は、申込をした価格に基づき交渉順位を付すものとする。

契約の第一交渉権者が決定した時は直ちにその者と交渉し、契約価格が決定した場合はその者を契約の相手方とする。但し、その交渉が不調となり、又は交渉開始の日から 10 日以内に契約締結に至らなかった場合には、交渉順位に従い他の交渉権者と順次交渉を行うものとする。

(7). 詳細は入札説明書による